

災害時の避難に支援が必要な方のための 避難行動要支援者名簿のご案内

避難行動要支援者名簿とは？

高齢者や障害者など、災害時にひとりで避難することが困難な方や避難するときに支援が必要な方の名簿です。

水戸市では、この名簿をあらかじめ民生委員などの地域の方々（避難支援等関係者）に提供しておくことで、平常時の見守り活動や災害時の安否確認、避難支援などに役立てています。



名簿への登録から提供までの流れは？

避難行動要支援者

①名簿への登録申請・避難支援等関係者への個人情報提供の同意

水戸市（福祉総務課）

②名簿作成・名簿情報の提供
名簿へ登録した方の情報（氏名、住所、生年月日、電話番号など）を提供

避難支援等関係者
（自主防災組織、民生委員、
社会福祉協議会など）

③平常時の見守り、災害時の安否確認など



名簿の対象となる方は？

- ・介護保険の要介護（２・３・４・５）の方
- ・身体障害者手帳（１級・２級）の交付を受けている方
- ・療育手帳（マルＡ・Ａ）の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳（１級・２級）の交付を受けている方
- ・７５歳以上のひとり暮らしの方
- ・市の支援を受けている難病患者の方

※施設や病院などに、入所されている方は対象外となります。

名簿はどのように活用されるの？

平常時

- ・日常の見守り活動や避難訓練などを通じて、災害時の円滑な避難に備えます。
 - ・地域の民生委員が年に1回程度、自宅を訪問し、申請内容や避難支援に必要な情報について確認します。
- ※民生委員の訪問を希望しない場合は、福祉総務課までご連絡ください。



災害時

- ・市役所から、安否の確認や避難情報の連絡などを行います。
- ・避難が必要なときに、ひとりで避難所に行けない場合には、公用車等により、避難支援に向かいます。



災害時には必ず支援を受けられるの？

避難支援は、避難支援等関係者などの安全が確保された上で、できる範囲で行われるものです。

災害の状況によっては、必ずしも災害時の避難の支援を約束するものではないことをご理解ください。



お問い合わせ先

水戸市役所 福祉部 福祉総務課

電話番号:029-232-9169

FAX :029-232-9113

住 所:〒310-8610 水戸市中央1-4-1 本庁舎3階

受付時間:平日午前8時30分から午後5時15分まで

